

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

訓 令

- 北海道公報発行取扱規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 1
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課) 1

告 示

- 北海道告示式の一部改正..... (法制文書課) 1

訓 令

北海道訓令第30号

本 庁
出 先 機 関

北海道公報発行取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道公報発行取扱規程の一部を改正する訓令

北海道公報発行取扱規程（昭和41年北海道訓令第12号）の一部を次のように改正する。
第1条の見出し中「送付」を「登録」に改め、同条中「決定書（出先機関にあっては、決定書の写し）とともに」を削り、「法制文書課に送付」を「北海道総合文書管理システムにより登録」に改める。

第2条中「送付を受けた」を「北海道総合文書管理システムにより登録された」に改める。

附 則

- この訓令は、平成15年12月19日から施行する。
- この訓令による改正後の北海道公報発行取扱規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成16年1月1日以後に発行する公報に係る取扱いから適用し、同日前に発行する公報に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 北海道総合文書管理システムを利用し難い事由のある出先機関にあっては、当該事由が解消されるまでの間、当該出先機関における原稿の取扱いについては、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道訓令第31号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。
第16条第1項第3号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 掲示場に掲示を要するもの 掲示場掲示

第16条第2項中「ときは」の次に「、総務部長が別に定める場合を除き」を加える。
第17条中「、別に定めのあるものを除くほか」を削る。

第29条第4項中「番号は、」の次に「条例、規則及び訓令にあっては」を加え、「の番号と」を「の番号、告示にあっては次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める番号と」に改め、同項に次の各号を加える。

- 本庁 北海道公報に登載する場合にあっては総合文書管理システムにより取得した例規番号、掲示場に掲示する場合にあっては告示の例規番号簿の番号
- 出先機関 告示の例規番号簿の番号

附 則

- この訓令は、平成15年12月19日から施行する。
- この訓令による改正後の北海道文書管理規程第16条第1項及び第29条第4項の規定は、平成16年1月1日以後に発行する北海道公報に係る取扱いから適用し、同日前に発行する北海道公報に係る取扱いについては、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第2166号

昭和46年北海道告示第1号（北海道告示式）の一部を次のように改正し、平成16年1月1日から施行する。

平成15年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

「法令の規定に基づき行う告示、公告又は公示の形式及び」を「法令（条例、規則及び訓令を含む。以下同じ。）の規定に基づき行う告示、公告又は公示の形式及び」に、「昭和23年」を「なお、昭和23年」に改める。

1の事項中「、当該委任」を「当該委任」に改める。

育てよう一人一人の
人権意識
身近なことから
人権を
考えて
みませんか

2の事項中「登載して」を「登載し、又は本庁若しくは出先機関の掲示場に掲示して」に改め、同事項ただし書中「にあつては」を「であつて、北海道公報に登載することができないときは」に、「又は市町村の掲示場」を「の掲示場又は公衆の見やすい場所」に、「することができる」を「するものとする」に改める。
